6 建政技第 284 号 令和 6 年(2024 年) 12 月 26 日

発注機関の長 関係部(局)各課の長 様

建設部長

### 営業所技術者等の現場配置について(通知)

建設業法(昭和24年法律第100号)の一部改正が令和6年12月13日に施行され、営業所に専任で置くこととされている営業所技術者等の兼務の運用が一部改正されました。

ついては、別紙のとおり取り扱うこととしますので、適正な実施に御配意願います。

(問合せ先)

担 当 建設政策課技術管理室

基準指導班 石坂、下川 入札・契約班 山口、茅野

電 話 026-235-7313

防災電話 8-231-3347

電子メール gijukan@pref.nagano.lg.jp

# 営業所技術者等の現場配置について

令和6年12月26日

### 1 営業所技術者等の兼務の取扱い

監理技術者制度運用マニュアル(令和6年12月13日国不建技第123号) (以下「マニュアル」という。) による

#### 2 営業所技術者等の兼務の手続き

営業所技術者等が建設工事の技術者を兼務する場合は、営業所技術者等 兼務届(様式1)に営業所技術者等の兼務に関する誓約事項(様式2)を添 えて、工事の契約締結までに、発注機関の長に提出するものとする。

## 3 営業所技術者等の兼務に関する誓約事項の確認

監督員は、営業所技術者等の兼務に関する誓約事項の確認表(様式3)により(様式2)の誓約事項が要件に適合しているか確認する。

確認時期は、工事現場における施工体制の把握要領(令和6年9月24日付け6建政技第171号」)による監理技術者(主任技術者)の専任制の確認時(施工プロセスチェック実施時)とする。

要件に適合していないと認められた場合は、速やかに改善を指示する。

#### 4 「工事現場と営業所が近接」の解釈

マニュアル2-2(5)2)イの「工事現場と営業所が近接していること」は「同一地域振興局管内又は所属営業所から現場までの移動時間が概ね1時間程度」として扱う。